

V 障害者虐待防止対策等について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

目的

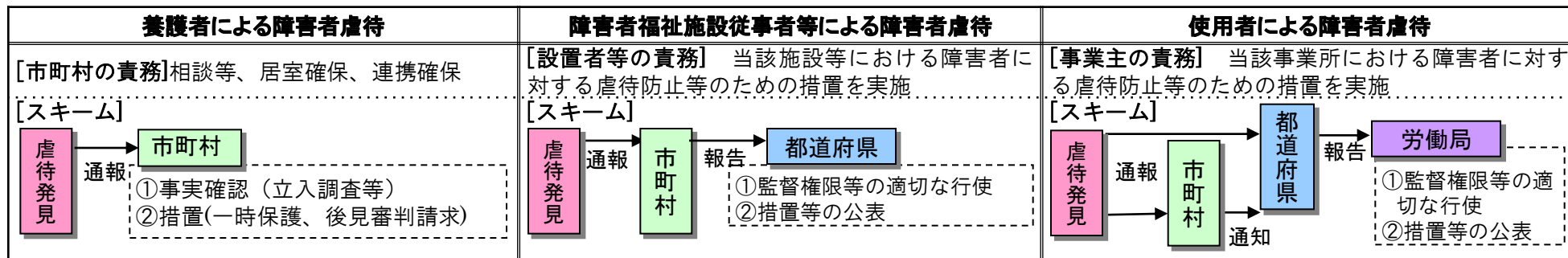
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

(参考) 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けた対応

国における対応

- (1) 全国会議において、都道府県・市町村に施行に向けた準備を依頼（平成23年9月開催）
- (2) 国研修の実施（平成23年12月実施。平成24年度は7月頃を予定。）
 - 都道府県研修の企画運営に携わる者向けに研修を実施
- (3) 都道府県・市町村職員向けのマニュアルの作成（平成24年4月送付）
- (4) 平成24年度障害者虐待状況等の調査
 - 自治体の体制整備の状況の調査を実施し、体制整備を推進（平成24年4月・10月）
 - 自治体に障害者虐待の状況等の調査を実施（平成24年2月に調査内容案提示）

都道府県における対応

- (1) 体制整備に向けた検討等（平成23年度中）
 - 都道府県センターの設置方法・体制の検討
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携のための検討会議の開催
 - 市町村に対して施行に向けた準備を進めるよう働きかけ
- (2) 都道府県研修の実施（平成24年1月頃～）
 - 国研修を受け、市町村職員、相談支援事業者、サービス事業者向けに研修を実施
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備（平成24年9月まで）
 - 都道府県センターについて、市町村や障害福祉サービス事業者等へ明示
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携会議の開催
 - 市町村の準備状況に対する助言
 - サービス事業者への指導
 - 業務マニュアル・指針等の策定

市町村における対応

(1) 体制整備に向けた検討（平成23年度中）

- 市町村センターの設置方法・体制等の検討
- 地域の関係機関との連携のための検討会議の開催

(2) 都道府県研修の受講（平成24年1月頃～）

(3) 体制整備に向けた具体的な準備（平成24年9月まで）

- 市町村センターについて、地域住民、地域の関係機関等へ明示
- 地域の関係機関との連携会議の開催
- 業務マニュアル・指針等の策定

平成24年度予算における障害者虐待防止対策等について

○障害者虐待防止対策支援事業費 403,260千円 → 420,838千円(+17,578千円)

1 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2 事業内容

(1)に示した体制を整備するとともに、(2)から(5)までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施する。

(1)連携協力体制整備事業

地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

(2)家庭訪問等個別支援事業

過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問、24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施する。

(3)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(4)専門性強化事業

医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

○(5)普及啓発事業

障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動を実施する。

3 実施主体 都道府県又は市町村(社会福祉法人又はNPO法人等に委託可)

※ (3)及び(4)のうち虐待事例の分析等は都道府県のみ

4 補助率 (1)・(2)・(4) 国1/2・都道府県1/2 又は 国1/2・市町村(直接補助)1/2 (3)・(5) 定額

○障害者虐待防止・権利擁護事業費 3,450千円 → 4,004千円(+554千円)

1 事業内容

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

2 実施主体 国

VI 障害者の就労支援について

「工賃倍増5か年計画」と新たな「工賃向上計画」について

工賃倍増5か年計画の課題

- ◇ 工賃倍増5か年計画(H19~H23)では、都道府県レベルでの計画作成・関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点を置き、工賃向上への取組みが推進されてきたが、個々の事業所のレベルでは、必ずしも全ての事業所で計画の作成がなされておらず、また、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となり得ていない。
- ◇ 市町村レベル・地域レベルでの関係者の理解や協力関係の確立なども十分とは言えない。



新たな工賃向上計画による今後の取組み

- ◇ 平成24年度からの新たな計画では、これまでの計画の評価・検証を踏まえ、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進める。
- ◇ 新たな計画では、都道府県主体の取組みから、都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、新体系への移行が完了することにより事業の目的が明確になる中で、個々の事業所において「工賃向上計画」を作成することを原則とする。
- ◇ 特に今後は、作業の質を高め、発注元企業の信頼の獲得により安定的な作業の確保、ひいては安定的・継続的な運営に資するような取組みが重要であることから、具体的には、経営力育成・強化や専門家(例:農業の専門家等)による技術指導や経営指導による技術の向上、共同化の推進のための支援の強化・促進を図る。

新たな工賃向上計画の主なポイント

【計画期間】 3か年(平成24~26年度)

【対象事業所】 就労継続支援B型事業所(都道府県の判断で生産活動を行う生活介護事業所を対象とすることも可)

- ① 工賃倍増5か年計画同様、都道府県、事業所において工賃向上計画を作成する。
これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組みとされていたが、新たな計画では、特別な事情がない限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組みを促すこととする。
また、都道府県の計画では、官公需による発注促進についても目標値を掲げて取り組むこと推奨する。
- ② 報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も対象とし、目標とする工賃については月額または時間額により算出する方法のどちらかを事業所が選択する。
- ③ 工賃向上の目標値については、従来のような一律の目標値(倍増)を設定するのではなく、個々の事業所の実情を考慮しつつも一定以上の工賃向上(例えば時間額が最低賃金の1/4程度の場合に最賃の1/3程度)を目指すことを前提に、個々の事業所において設定(法人において意思決定)した目標値の積み上げを、全体の工賃向上の目標値とする。
このため、24年度当初に工賃目標の設定状況等の調査をお願いすることになるので、ご協力をお願いしたい。
- ④ 工賃の状況把握(報告)にあたっては、計画当初(平成24年4月時点)に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所とそれぞれ別に状況比較することとする。
- ⑤ 地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組みを積極的に支援していただくよう協力を依頼する。

・市町村における取組みの例：市町村の広報誌や商工団体への協力依頼による企業からの仕事の発注促進、官公需の発注促進 など

モデル実施

工賃倍増5か年計画(19年度～23年度)

工賃向上計画(24～26年度)

	18年度
予算	—
国	工賃水準ステップアップ事業実施 授産施設に経営コンサルタントを派遣し、経営改善を図るモデル事業
	実施結果を検証し、19年度事業に反映
都道府県	

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
5億円	15億円	16億円	8億円	5億円
工賃倍増計画の各地域への事例を基に、他地域へのノウハウを提供 円卓会議等の場を活用し、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みを紹介するとともに、工賃倍増計画における助言を行う 地域の企業グループや労働行政とネットワークを構築し、当該ネットワークが中心となり工賃倍増計画を策定	先進事例の収集を図り、広く公表する等の情報提供を実施 ①コンサルタントによる施設経営支援 ②事業所職員職場実習コーディネーター配置及び受入企業の開拓 ③説明会等の実施による施設職員等の意識改革 ④障害者就労に理解を示す企業のPR	各都道府県の工賃実態等の把握 利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導員等の研修を実施(新規)	①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に対する後押し支援 ②福祉施設の受注確保に向けた取組強化 行政刷新会議の指摘を受け事業内容を見直し ①コンサルタントによる施設経営支援 ②生産活動への企業的手法への導入のための職員研修等	①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に対する後押し支援 ②福祉施設の受注確保に向けた取組強化 ①福祉施設の受注確保に向けた取組の一環として、「共同受注窓口組織」整備事業を実施(実績:6道府県) ②未着手事業所に対する意識啓発、工賃向上計画骨子作成研修実施

24年度	25年度	26年度
4億円		
工賃向上計画については、各都道府県のこれまでの取組の検証を踏まえた見直しを行った上で、経営改善や商品開発、市場開拓など、工賃引き上げに資する就労継続支援B型事業所等に対する安定的な仕事の確保に向けた取組を支援する 1 基本事業(補助率 1/2) <ol style="list-style-type: none"> 経営力育成・強化 工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上を図る【新たに追加】 技術向上 専門家(例:農業等)による技術指導や経営指導のアドバイス等を行う【新たに追加】 経営コンサルタント派遣による、個別事業所の工賃引き上げの推進【継続】 事業所職員の人材育成に関する経費【継続】 <ul style="list-style-type: none"> 事業所職員の人材育成(スキルアップ、経営ノウハウの向上)のための研修 インターネットを活用した情報提供(研修用資料、データ)に関する経費 2 特別事業(補助率 10/10) <ol style="list-style-type: none"> 共同化推進 共同受注窓口を継続できる体制の確立を図る【継続・拡大】 工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施【継続】 事業者の経営意識の向上(未着手事業所への説明会)【継続】 		

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約744万人中、18歳～64歳の方、約365万人

(内訳:身134万人、知34万人、精197万人)

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約24.3% 障害福祉サービスが約64.7%
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1%～2% → (就労移行:16.4%)

障害福祉サービス(就労系)

- ・就労移行支援 約 1.6万人
 - ・就労継続支援A型、福祉工場 約 0.9万人
 - ・就労継続支援B型、旧法授産施設 約12.7万人
- (平成22年10月)

小規模作業所 約1.4万人(平成23年4月)
地域活動支援センター

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/H15 1.0
↓
2,460人/H18 1.9倍
↓
3,293人/H21 2.6倍
↓
4,403人/H22 3.4倍

就職

企業等

雇用者数
448,000人

(平成20年度)

ハローワークからの
紹介就職件数
52,931人

(平成22年度)

927人/年

10,905人/年

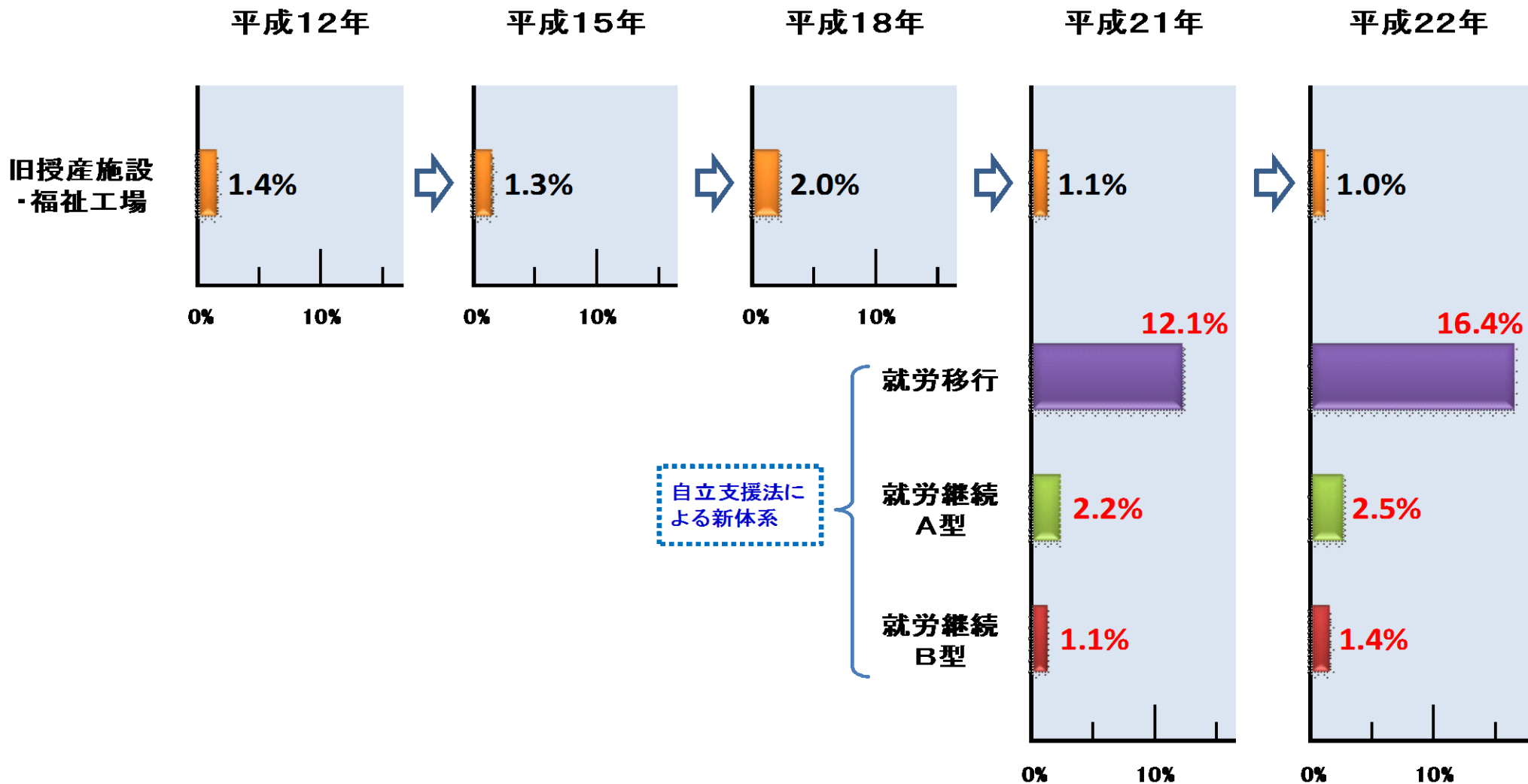
4,096人/年

特別支援学校

卒業生16,854人/年(平成23年3月卒)

地域
生活

就労系の障害福祉事業所から一般就労への移行率の推移

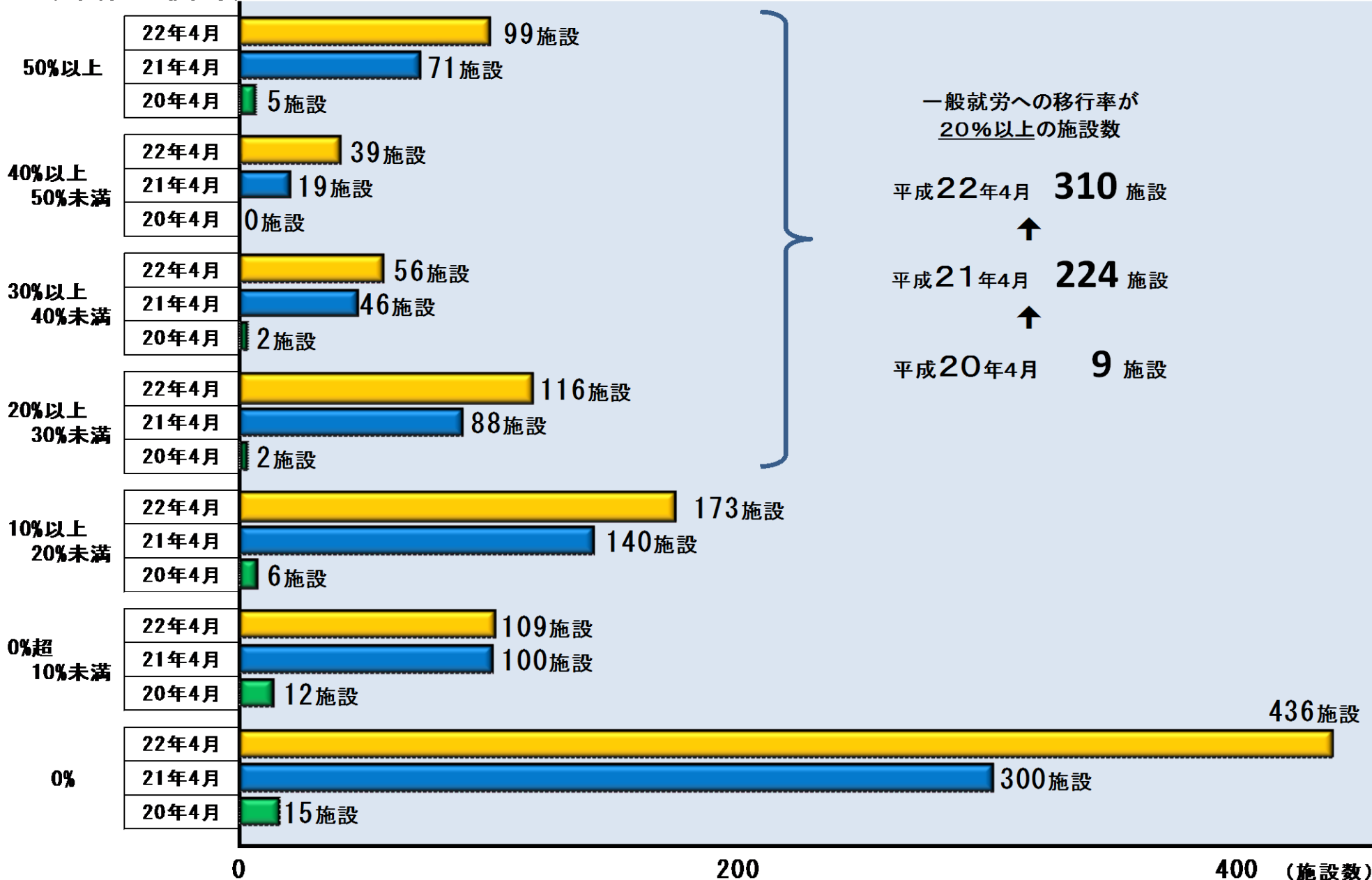


【データの出典】 社会福祉施設等調査

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設数の推移

厚生労働省障害福祉課調べ

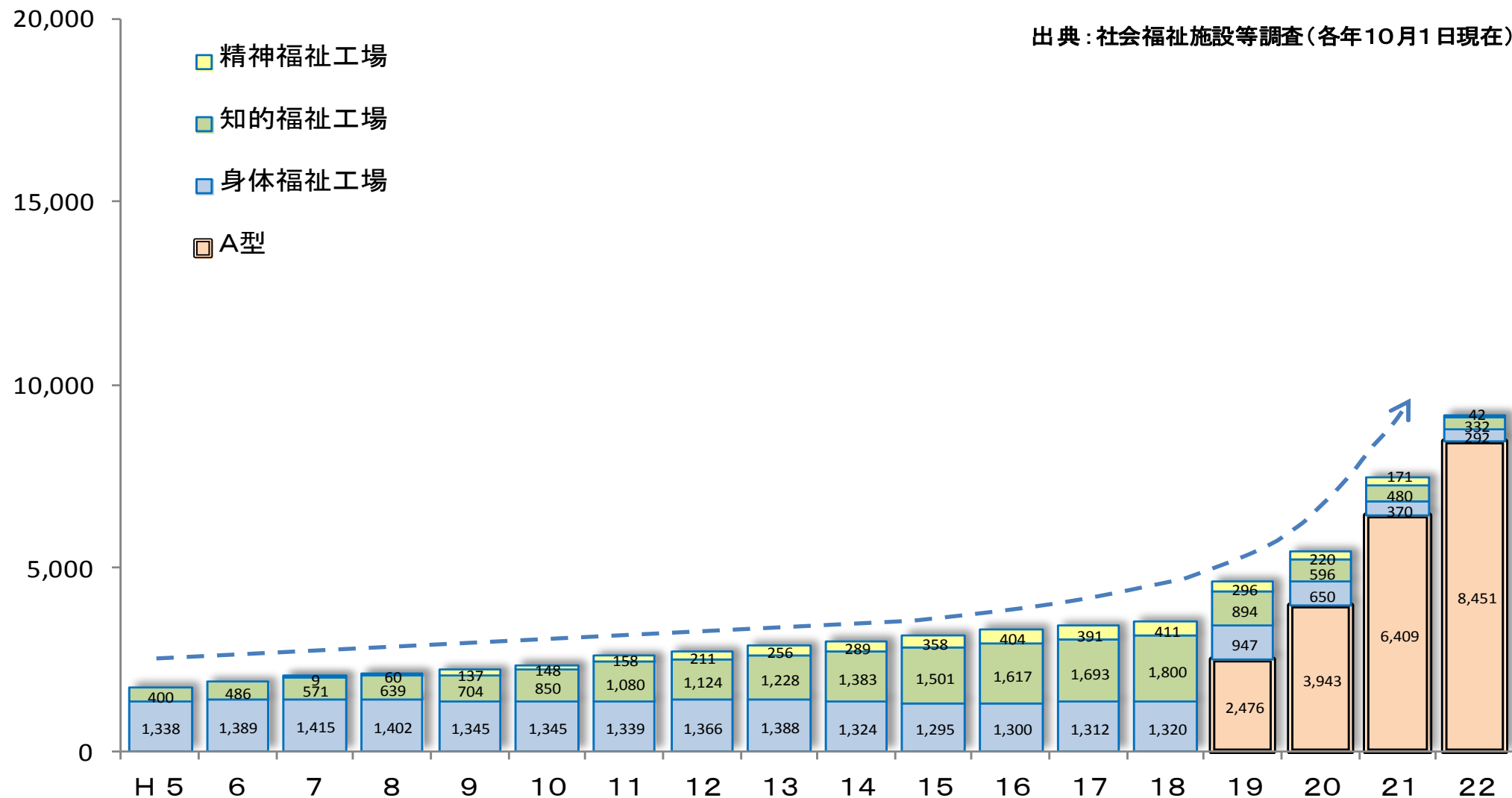
(一般就労への移行率)



就労継続支援A型・旧福祉工場の利用者数の推移

出典：社会福祉施設等調査（各年10月1日現在）

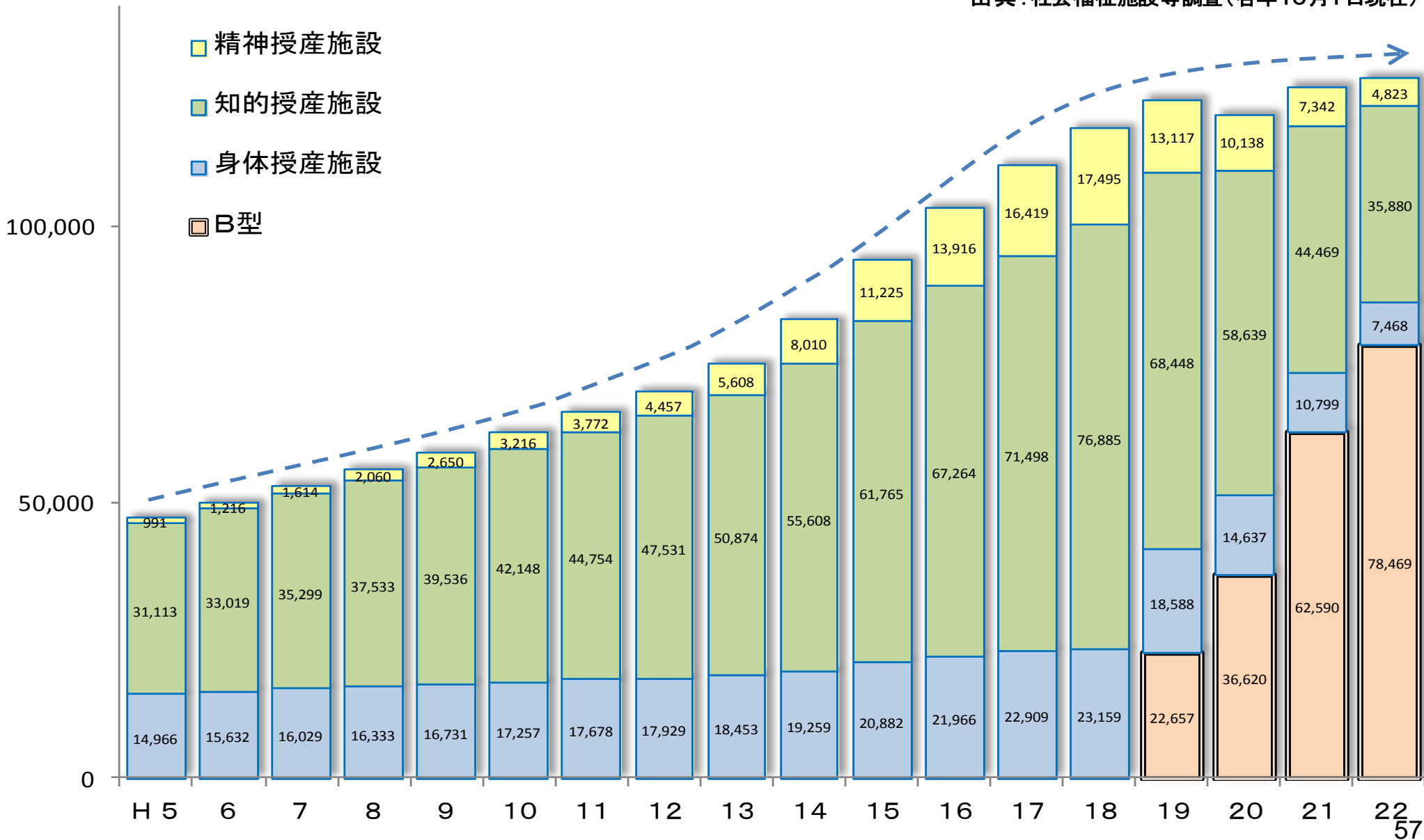
（利用者数：人）



就労継続支援B型・旧授産施設の利用者数の推移

出典：社会福祉施設等調査（各年10月1日現在）

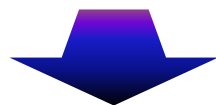
（利用者数：人）



特別支援学校高等部卒業生等にかかる就労継続支援B型の利用の取り扱いについて

現行の取扱い(対象者)

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者(平成23年度末までの経過措置)



(平成24年3月21日付の事務連絡)

平成24年4月以降の取扱い

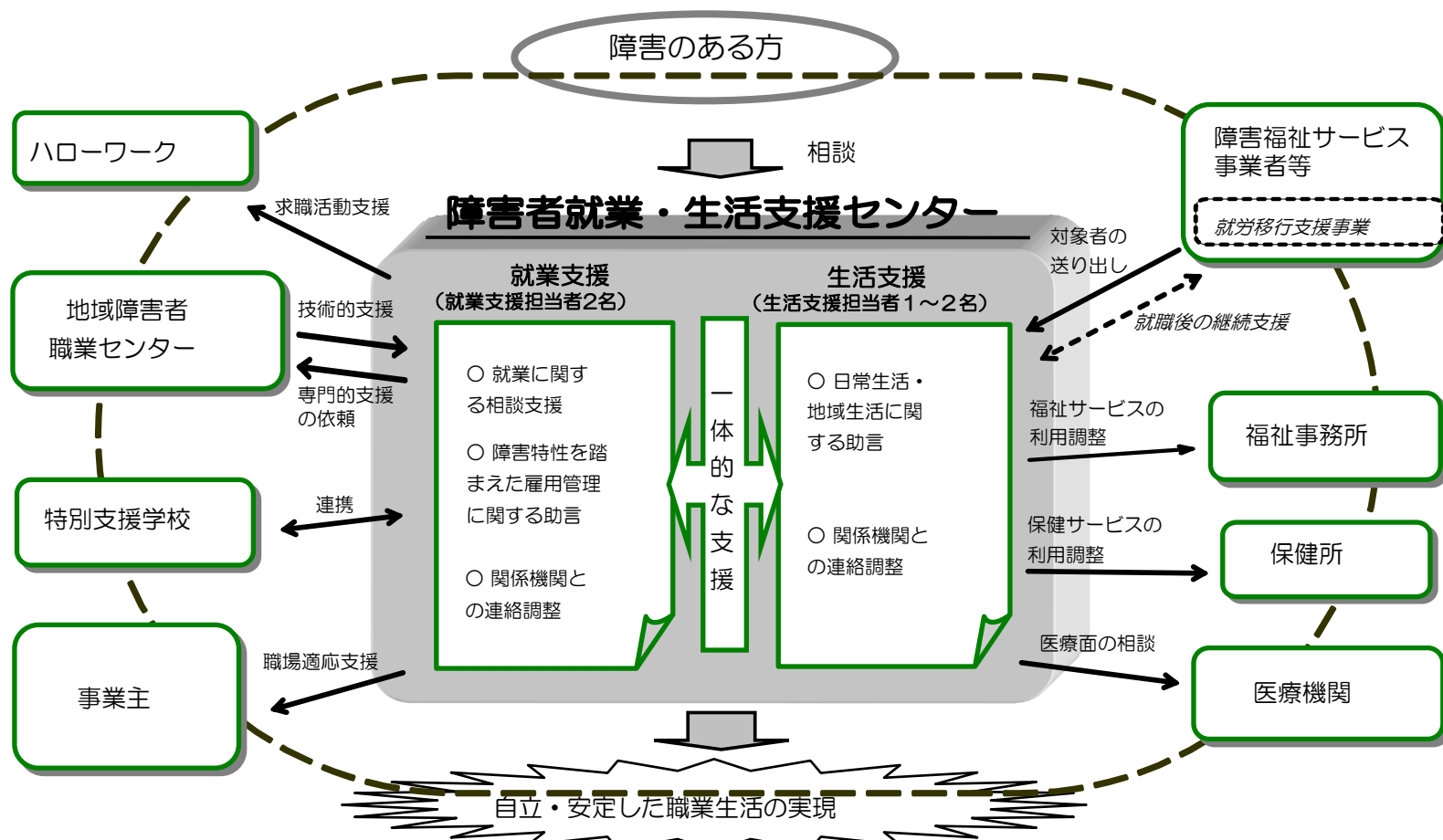
- 昨年実施したアンケートで就労移行支援事業によるアセスメントの体制が未だ十分ではないことが明らかとなったこと等を踏まえ、上記④の経過措置を1年間延長(平成24年度末まで)
- 平成25年度以降の方向性については、来年度実施する障害者就業・生活支援センター事業におけるモデル事業の実施状況や「地域の就労支援の在り方に関する研究会」における議論等を踏まえ、さらに検討
- 就労移行支援事業によるアセスメントを経たうえで就労継続支援B型の利用を認めるという方向性を変更することは考えていない

障害者就業・生活支援センター事業の拡充

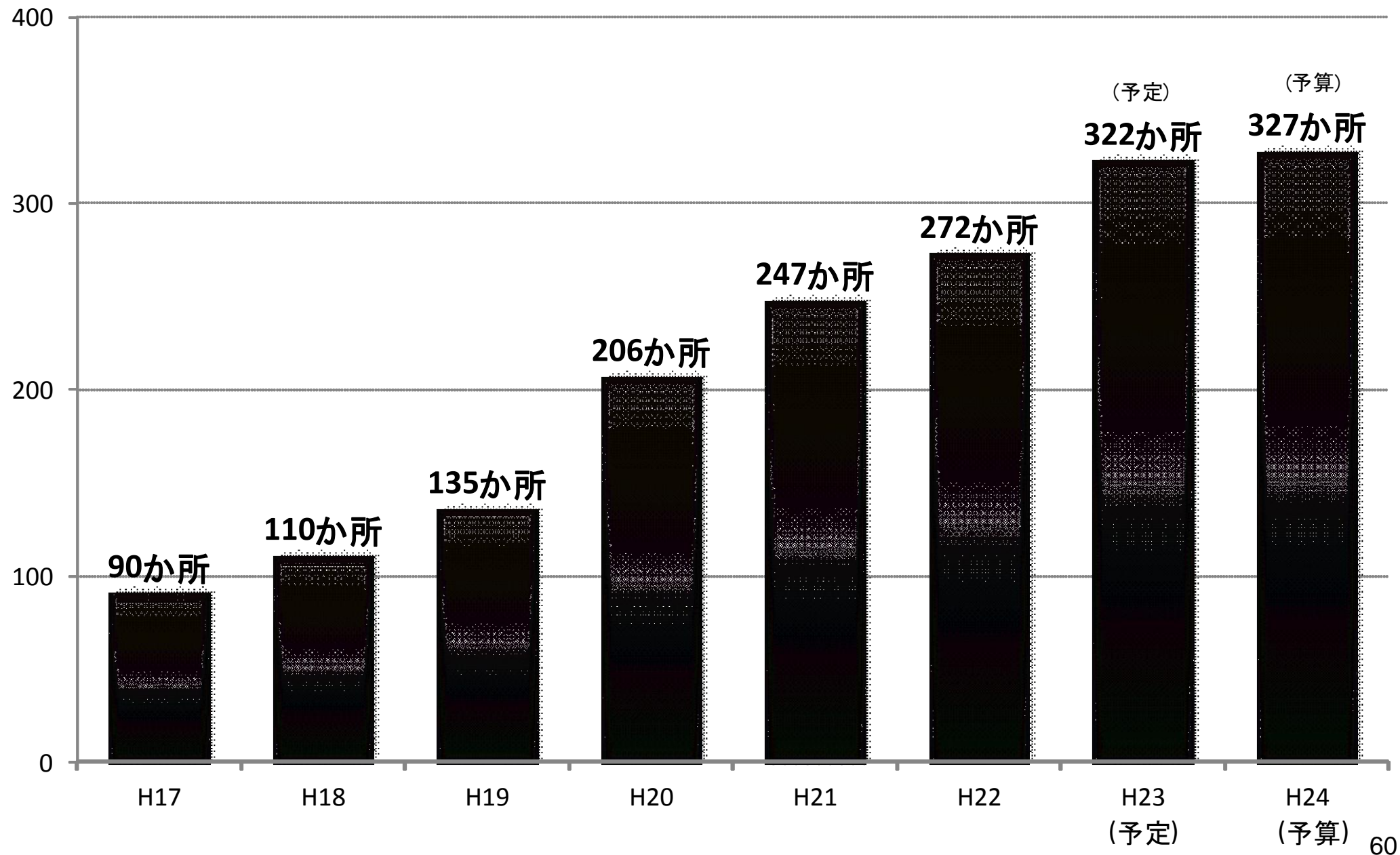
- ・ 就職を希望している障害のある人、あるいは在職中の障害のある人を対象に、ハローワークや地域障害者職業センター、福祉事務所や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携して様々な支援制度を活用しつつ、就職に当たっての支援や仕事を続けていくための支援を、日常生活面も含めて行う。

- ・ 設置・運営…全国で300箇所（平成23年4月1日現在）
- ・ 支援対象障害者（登録者）数…61,981人（平成21年度末時点）
- ・ 相談・支援件数（障害者：平成21年度）…915,732回（延べ回数）
- ・ 相談・支援件数（事業主：平成21年度）…165,898回（延べ回数）
- ・ 就職件数…7,961件（平成21年度）
- ・ 職場定着率…77.7%（就職後6ヶ月経過時点）

※ 前年度実績の取りまとめは 例年9～10月頃



障害者就業・生活支援センター設置数の推移



「障害者就業・生活支援センター」におけるモデル事業について

モデル事業の必要性

○ 現行制度の基本的な考え方

就労を希望する者には、できる限り一般就労していただけるよう支援を行う。



特別支援学校卒業者等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援を利用（アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可）し、一般就労が可能かどうか見極めていただいたうえで、それが困難であると認められる場合に、就労継続支援B型を利用することを原則としている。

また、特別支援学校の在学中に暫定支給決定を行い、卒業と同時にB型が利用できるよう推奨してきている。



○ 就労移行支援事業の体制整備の状況

一方で、就労移行支援事業者が無く、アセスメントのできない地域も多く存在。

（平成23年7月に行った調査では、就労移行支援事業によるアセスメントが困難な市町村が62.6%（1,092市町村/1,744市町村）

○ 相談支援の強化・充実との関係

相談支援事業所が行うサービス利用計画の作成（就労系）にあたり、アセスメントや評価が必要



○ 障害者就業・生活支援センターにおけるアセスメントの可能性の検証

障害者就業・生活支援センターは、障害福祉圏域に設置が整いつつある状況。（就労移行支援の無い地域でも機能する可能性）



障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するためモデル事業を実施する。

【全国で10か所：補正予算（都道府県）による年度途中からの実施も可】

モデル事業の実施にあたっての留意事項

① 支援対象者

モデル事業の対象者については、就労系福祉サービス事業の利用を希望する特別支援学校等の在校生や精神科病院の退院予定者等など、企業就労の経験がない者及び長期間企業就労をしていない者とする。

② 支援方法（アセスメントの実施とアセスメントツール）

支援対象者を把握するため、家族や関係機関（特に、職業評価を行う地域障害者職業センター）との連携を図るとともに、情報交換を行い、相談や実習場面への訪問等を実施し、就労系事業に関するアセスメントを行う。アセスメントについては、就労移行のためのチェックリスト等の活用の他、独自のアセスメントツールも使用し、より適切な評価に努める。
なお、原則として就労系サービスの利用にあたってのアセスメントは、就労移行支援事業所が行うことを基本とすることから、適切に就労移行支援事業者によるアセスメントが機能している地域以外を想定して実施するものとする。

③ 評価を行うための提携事業所の確保

地域に就労移行支援事業所やA型事業所が無いなど、評価を行う体制が整っていない場合も考えられることから、必要に応じて評価実施の提携場所として、複数の企業や事業所（同一法人内を含む）を確保する必要がある。

④ 支援期間

アセスメント実施期間については、暫定支給決定期間と同様に、3日～2ヶ月の範囲以内で実施。

⑤ 支援結果の記録と報告

支援結果については、適宜・適切に記録するとともに、モデル事業の結果として厚生労働省に報告し、制度化の際の参考として全国に周知することも前提に、分かり易い記録・報告に努める。

⑥ アセスメント担当職員の配置

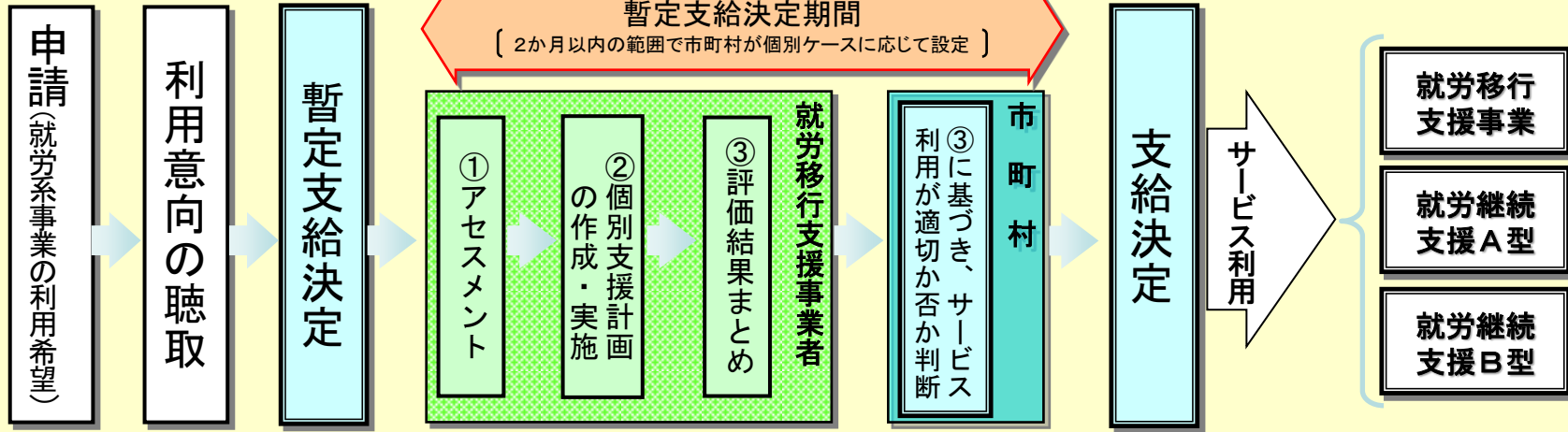
本事業の実施にあたっては、アセスメントを担当する職員1名をセンターに配置する。

⑦ 相談支援事業所との連携

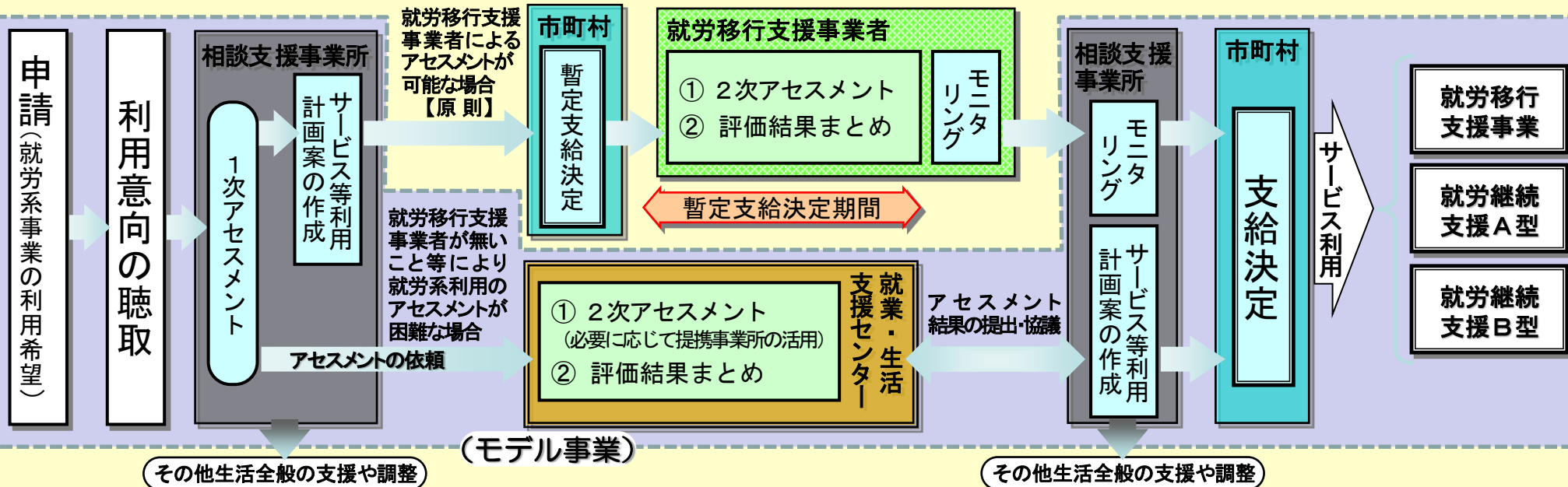
相談支援事業者が行うサービス等利用計画の作成に資するアセスメント結果の提出・協議については、適切な就労系サービスの利用のために行うものであり、アセスメント結果の適切な提供と説明のうえで協議を行い、かかる課題を検討・整理するものとする。
また、障害者就業・生活支援センターの支援により就職した者のフォローアップ（定着支援）にかかる相談支援事業者との連携・役割分担についても、課題の検討・整理を行うものとする。

モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ

現行の流れ



モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ



「地域の就労支援の在り方に関する研究会」について

事務局：職業安定局障害者雇用対策課

1. 趣旨

近年、障害者雇用者数は着実に進展している一方、雇用率は未だ法定雇用率（1.8%）に届いておらず、特に、中小企業の取り組みが遅れていることから、中小企業に対する地域の就労支援機関による支援の強化、充実が求められている。

また、福祉施設などから一般雇用への移行についても、今後ともその取り組みを一層加速させる必要があり、地域における福祉施設等や教育機関、労働関係機関が連携した支援体制の整備が求められている。

さらに、「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）においては、地域の就労支援機関について各種の施策目標を設定し、その達成に努めてきたところであるが、平成24年度末に当該計画の終期を迎えることから、これらの進捗状況や上記の課題も踏まえつつ、地域の就労支援機関のそれぞれの役割や連携の在り方などについて、今後、障害者の雇用・就労を一層促進する観点から検討を行う。

2. 主な検討事項

- (1) 重点施策実施5か年計画の進捗状況等について
- (2) 地域の就労支援機関の今後の役割と連携等の在り方について
- (3) その他

3. 参集者（五十音順、敬称略）

小川 浩 大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授
栗原 敏郎 株式会社大協製作所代表取締役社長
崎濱 秀政 NPO法人全国就業支援ネットワーク代表理事
西村 浩二 広島県発達障害者支援センター長
原 智彦 東京都立青峰学園進路指導・生活指導担当主幹教諭

菊池 恵美子 帝京平成大学健康メディカル学部作業療法学科教授
近藤 正臣 全国社会就労センター協議会会長
長野 敏宏 NPO法人ハートinハートなんぐん市場理事
土師 修司 NPO法人障害者雇用部会理事長
前川 光三 株式会社かんでんエルハート代表取締役
望月 春樹 (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構
職業リハビリテーション部指導課長

○ 松爲 信雄 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
注) ○=座長

4. 進め方（案）

- 平成23年11月 現状等、今後の進め方、フリーディスカッション
- 平成23年12月～平成24年2月 関係者からのヒアリング、意見交換
- 平成24年3月～5月 論点整理
- 平成24年6月～7月 取りまとめ

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案の概要

1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）

＜国・独立行政法人等＞

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）

↓

調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）

↓

調達方針に即した調達の実施

↓

調達実績の取りまとめ・公表等

＜地方公共団体・地方独立行政法人＞

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

↓

調達方針に即した調達の実施

↓

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他（附則第1条～附則第3条）

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

(3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

VII 平成24年度予算及び障害福祉 サービス等の報酬改定について

平成24年度障害保健福祉関係予算の概要

(23年度予算額) (24年度予算) (うち復旧・復興枠) 75億円
 1兆1,815億円 ➡ 1兆3,045億円(対前年度+1,230億円、+10.4%) (別途一括交付化) 11.3億円

【主な施策】

(対前年度増▲減額)

■ 障害保健福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進 1兆2,756億円(+1,213億円)

◇良質な障害福祉サービス等の確保(一部新規) 7,434億円(+1,092億円)

平成22年12月10日に公布された障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正法について、平成24年4月の施行に適切に対応するとともに、平成23年8月に提出された総合福祉部会の骨格提言を踏まえた支援策を推進する。

平成24年4月に+2.0%の障害福祉サービス費用(報酬)の改定を行い、福祉・介護職員の処遇改善、通所サービス等の送迎を含む障害者の地域生活の支援、障害福祉サービスの質の向上を推進する。

◇障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,057億円(+66億円)
 ◇地域生活支援事業の着実な実施【一部重点化】 450億円(+5億円)
 ◇障害福祉サービス提供体制の整備【一部重点化】【一部復旧・復興】 117億円(+9億円)
 ◇障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進(一部新規) 4.2億円(+0.1億円)
 ◇障害者スポーツに対する総合的な取組(一部新規) 8.5億円(+3.4億円)
 ◇重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業(新規) 22億円(+22億円)等

■ 発達障害者等支援施策の推進 8.7億円(+0.9億円)
 ◇発達障害の早期支援等 2.7億円(+1.1億円)等

■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 273億円(+28億円)
 ◇精神科救急医療体制の整備 20億円(+2億円)等

■ 復興特別会計の主な施策【復旧・復興枠】 75億円

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業について (平成23年度第4次補正予算)

《積み増し額：115億円、 延長期間：平成24年度末までの1年間》

【趣 旨】

□ 新体系移行後のソフトランディング

平成24年度から新体系移行が完全実施されることに伴い、新体系移行後に減収となった障害福祉サービス事業所に対し事業運営の安定化を図り、新体系移行後のサービスの基盤整備を行う。

□ 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正の円滑施行等

法改正に伴い必要となる自治体のシステムの改修等、相談支援事業所の立ち上げに必要な設備整備等を行う。

【事業内容】

□ 新体系定着支援事業 [50億円]

・新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、新体系移行後のソフトランディングを支援する事業。

□ 障害者自立支援基盤整備事業 [37億円]

・既存施設等が新体系に移行した場合等に必要となる就労支援事業所等の設備整備、備品購入等の経費に対し助成し、障害福祉サービスの基盤整備を図る事業。

□ 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 [10億円]

・障害者自立支援法等の改正に伴って必要となる自治体のシステム等の開発・改修事業。

□ 相談支援体制の充実・強化事業、その他 [18億円]

・相談支援体制充実の強化事業（相談支援事業所の立ち上げ等の設備整備や訪問による地域の障害者に対する支援など）地域移行の推進に資する事業（障害者を地域で支える体制づくりモデル事業など）

【備 考】

- 今年度まで基金事業として実施している「福祉・介護人材の処遇改善事業」、「通所サービス等利用促進事業」、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、報酬への組み込みなどにより、事業の継続的な実施を確保する。

※ 東日本大震災の被災地支援については、既に第3次補正予算で被災地障害福祉サービス基盤整備事業等で15億円を被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に積み増しし、期間を平成24年度末までとした。

平成24年度予算における社会福祉施設整備費の概要

平成23年度予算
10,800,000千円 → 平成24年度予算
11,733,800千円

【要求枠:39億円】

障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。

【要望枠(「日本再生重点化措置」):22億円】

基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

【復興事業(仮称)特別会計 復旧・復興枠:45億円】

災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所(通所)の耐震化を図る。

【地域自主戦略交付金(内閣府に計上:11.3億円)】

これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金(一括交付金)により対応する。

※ 大規模修繕等:既存施設の一部改修や介護用リフト等の建物に固定して一体的に整備する工事。

災害時の障害福祉サービス提供体制の整備

復旧・復興枠要望 45億円

- 災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受け入れができる設備等を備えた防災拠点の整備や震災に備えた通所施設の耐震化整備を促進。

防災拠点スペース等の整備 【14.8億円】

－災害時における障害児・者の避難所の確保－（施設整備）【13.2億円】

- 災害時における障害児・者は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや、福祉サービスの提供を受けることが極めて困難となるため、受け入れ可能なスペースを整備。

24年度整備カ所：74カ所

－障害児・者に配慮した避難所設備の整備－（設備整備）【1.6億円】

- 災害時において、特に発達障害者については、環境の変化への適応が困難であること、また、周囲の様子に想像以上に敏感又は鈍感であるなどの特性があるため、障害特性に応じた備品等を整備。

4,260千円（※）× 74カ所
（※主な整備内容）

・防寒具、毛布、簡易トイレ ・可搬式発電機 ・汚水貯留槽 ・避難用仮設テント ・パーテーション 等

耐震化整備 【30.2億円】

－震災に備えた通所施設の耐震化整備の促進－

- 施設の老朽化が進んでいる中、これまで対象となっていなかった通所施設についても早急に耐震化整備を推進。

24年度整備カ所数：140カ所

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

1. 目的

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成24年度改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(以下「検討チーム」という。)を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うこととする。

2. 構成員

- (1)本検討チームは、津田厚生労働大臣政務官を主査、障害保健福祉部長を副主査とし、その他の構成員は別紙のとおりとする。
- (2)本検討チームに、アドバイザーとして4名の別紙の有識者の参画を求める。
- (3)主査が必要があると認めるときは、本検討チームにおいて、関係者から意見を聴くことができる。

3. 検討スケジュール

障害福祉サービス等経営実態調査等の結果の分析・評価を踏まえ、障害福祉サービス等の報酬に係る改定事項等について検討を行い、平成24年1月を目途に、検討結果をとりまとめることとする。

4. 検討チームの運営

- (1)検討チームの庶務は、障害保健福祉部障害福祉課が行う。
- (2)検討チームの議事は公開とする。
- (3)前各号に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項については、検討チームが定める。

厚生労働省

主査

津田厚生労働大臣政務官

副主査

障害保健福祉部長

構成員

企画課長

障害福祉課長

精神・障害保健課長

障害福祉課地域移行・障害児支援室長

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

アドバイザー

茨木 尚子 明治学院大学教授

駒村 康平 慶応義塾大学教授

野沢 和弘 毎日新聞論説委員

平野 方紹 日本社会事業大学准教授

(敬称略、50音順)

※公開の場で検討

【開催実績】

第1回 : 平成23年11月11日(金) 17:00～19:00
 第2回 : 平成23年11月14日(月) 9:00～11:00
 第3回 : 平成23年11月17日(木) 10:00～12:00
 第4回 : 平成23年11月22日(火) 10:00～12:00
 第5回 : 平成23年12月 5日(月) 10:00～12:00
 第6回 : 平成23年12月 6日(火) 17:00～19:00

第7回 : 平成23年12月12日(月) 10:00～12:00
 平成23年12月末 予算編成過程で改定率セット
 第8回 : 平成24年 1月13日(金) 15:00～17:00
 第9回 : 平成24年 1月31日(火) 10:00～12:00
 平成24年 1月31日 改定の概要とりまとめ

* 第2・3回は関係団体ヒアリングを実施

平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映

- 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。

* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)

- 改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化

- 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定
- 前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化

【参考】

厚生労働大臣・財務大臣合意(平成23年12月21日)【抄】

介護報酬改定の考え方と整合を取り、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とする。

改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する。

賃金・物価の動向

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度 (年度途中)	平成21年度 ～23年度 累積
賃金	▲1.5%	0.2%	▲0.4%	▲1.7%
物価	▲1.7%	▲0.4%	▲0.1%	▲2.2%

障害福祉サービス等の収支差率

	平成23年 収支差率	平成20年 収支差率
全体	9.7%	6.1%
新体系	12.2%	5.4%
旧体系	7.6%	7.0%
障害児施設等	5.0%	-4.2%

平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定のポイント

共通事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

○ 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設。

* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)

○ 前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

○ 介護職員等によるたんの吸引等を評価。

・ 各サービスにおける看護職員の配置の有無や重度者に対する支援の評価の仕組みの状況等を踏まえ、今回の措置の対象となる者への支援を評価。

○ 食事提供体制加算の適用期限を3年間延長。

○ 基金事業として行われてきた通所サービス等の送迎に係る支援を評価。

・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金相当分を障害福祉サービス報酬の中で対応することとし、新たに送迎加算を創設。
送迎加算【新設】[生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の場合] → 27単位/回

○ 国家公務員の地域手当の地域区分(7区分)に倣って地域区分を見直し。

(平成24～26年度にかけて毎年度きめ細かく調整し、27年度から完全施行。)

個別サービスの主な改定事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

1. 相談支援

- 計画相談支援・障害児相談支援は、現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて基本報酬を設定しつつ、特定事業所加算分を組み入れて報酬単位を引上げ。

サービス利用支援【新設】 → 1,600単位/月

継続サービス利用支援【新設】 → 1,300単位/月

- 地域移行支援・地域定着支援は、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、特に支援を実施した場合等を加算で評価。

(地域移行支援) 地域移行支援サービス費【新設】 → 2,300単位/月

退院・退所月加算【新設】 → 2,700単位/月

集中支援加算【新設】 → 500単位/月

障害福祉サービス事業の体験利用加算【新設】 → 300単位/日

体験宿泊加算(Ⅰ)【新設】 → 300単位/日(一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合)

体験宿泊加算(Ⅱ)【新設】 → 700単位/日(夜間支援を行う者を配置等して一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合)

(地域定着支援) 地域定着支援サービス費【新設】[体制確保分] → 300単位/月

[緊急時支援分] → 700単位/日

2. 訪問系サービス

- 介護職員等によるたんの吸引等を評価。
 - ・ 居宅介護等における特定事業所加算の算定要件に、たんの吸引等を必要とする者を追加。
 - ・ 特定事業所加算(Ⅰ)を算定しない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価。

喀痰吸引等支援体制加算【新設】 → 100単位(利用者1人1日当たり)

3. 生活介護・施設入所支援・短期入所

生活介護

- **生活介護の人員配置体制加算を適正化。**(3年間で段階的に施行)
(前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていることを踏まえ、旧体型サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。)
人員配置体制加算(Ⅰ)(平成24年度)
利用定員が21人以上60人以下 265単位/日 → 239単位/日
利用定員が61人以上 246単位/日 → 221単位/日
※ 利用定員20人以下の小規模事業所については、見直しの対象としない。
- **生活介護の大規模事業所の基本報酬を適正化。**
定員81人以上の大規模事業所は、基本報酬の1000分の991を算定する。
※ 複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。
- **生活介護のサービス利用時間に応じた基本報酬の設定。**
延長支援加算【新設】 → [1時間未満の場合] 61単位/日
[1時間以上の場合] 92単位/日
開所時間減算【新設】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

施設入所支援

- **施設入所支援の夜間支援体制等の評価を充実。**
利用定員が41人以上60人以下 30単位/日 → 41単位/日

短期入所

- **短期入所の評価を充実(単独型・医療型の評価を充実、空床確保・緊急時受入れを評価)。**
単独型加算の見直し 130単位/日 → 320単位/日
特別重度支援加算(Ⅰ)【新設】 → 388単位/日(超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定。)
特別重度支援加算(Ⅱ)【新設】 → 120単位/日(超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者に必要な措置を講じた場合に算定。)
緊急短期入所体制確保加算【新設】 → 40単位/日
緊急短期入所受入加算【新設】 → [福祉型短期入所サービスの場合] 60単位/日
[医療型短期入所サービスの場合] 90単位/日

4. 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)・自立訓練

共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

○ グループホーム・ケアホームの夜間支援体制等や通勤者の生活支援を評価。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(グループホーム)

夜間支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(ケアホーム)

重度障害者支援加算 26単位/日 → 45単位/日(ケアホーム)

通勤者生活支援加算の算定対象に追加(グループホーム・ケアホーム)

○ 事業所の規模に応じてケアホームの評価を適正化。

一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上の場合には、所定単位数に95/100を乗じた単位数で算定。

※ 一体的な運営が行われている共同生活住居とは、同一敷地内(近接地を含む。)であって、かつ、世話人・生活支援員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。

自立訓練(生活訓練)

○ 宿泊型自立訓練の夜間支援体制や通勤者の生活支援を評価。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)【新設】 → 12単位/日(防災体制が適切に確保されている場合)

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(緊急時の連絡体制・支援体制が確保されている場合)

通勤者生活支援加算の算定要件の見直し

通常の事業所に雇用されている利用者の割合が[現行] 100分の70以上 → [見直し後] 100分の50以上

○ 自立訓練(生活訓練)の看護職員の配置を評価。

看護職員配置加算(Ⅰ)【新設】 → 18単位/日(生活訓練の場合)

看護職員配置加算(Ⅱ)【新設】 → 13単位/日(宿泊型自立訓練の場合)

○ 宿泊型自立訓練の長期間の支援が必要な者を3年間一定で評価。

5. 就労系サービス

就労移行支援

- 就労移行支援の職場実習等を評価。
移行準備支援体制加算(Ⅰ)【新設】 → 41単位/日
- 就労移行支援の一般就労への定着支援の強化。
一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを行う。
就労移行支援体制加算の見直し [就労定着実績 45%以上の場合] 189単位/日 → 209単位/日
- 一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価を適正化。(平成24年10月施行)
[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定
[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

就労継続支援A型

- 就労継続支援A型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化。(平成24年10月施行)
[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合] 所定単位数の90%を算定
[短時間利用者が現員数の80%以上の場合] 所定単位数の75%を算定

就労継続支援B型

- 就労継続支援B型の目標工賃達成加算を拡充。
目標工賃達成加算(Ⅰ) 26単位/日 → 49単位/日

就労継続支援A型・B型(共通)

- 就労継続支援A型・B型の重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%の算定要件を緩和した区分を新設。
[利用定員が20人以下の場合] 障害基礎年金1級受給者が50%以上 56単位/日 → 56単位/日
障害基礎年金1級受給者が25%以上50%未満【新設】 → 28単位/日
※ 旧法施設からの移回事業所(経過措置) 障害基礎年金1級受給者5%以上25%未満【新設】 → 14単位/日(平成27年3月31日まで)
(平成24年3月31日までは、障害基礎年金1級受給者が5%以上の場合、56単位/日とされている。)

